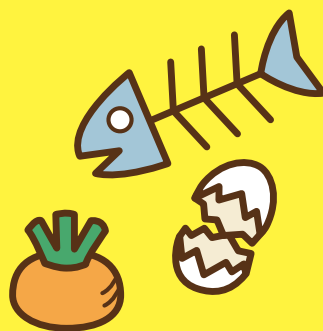


2025年3月から

生ごみの



分別収集・資源化が
始まります

生ごみの分別収集・資源化
p1～2

生ごみの定義
p3～4

指定ごみ袋について
p5～6

収集日と生ごみの出し方
p7～8

逗子市の取り組み
p9～10

事業系ごみ・今後の予定
p11



逗子市

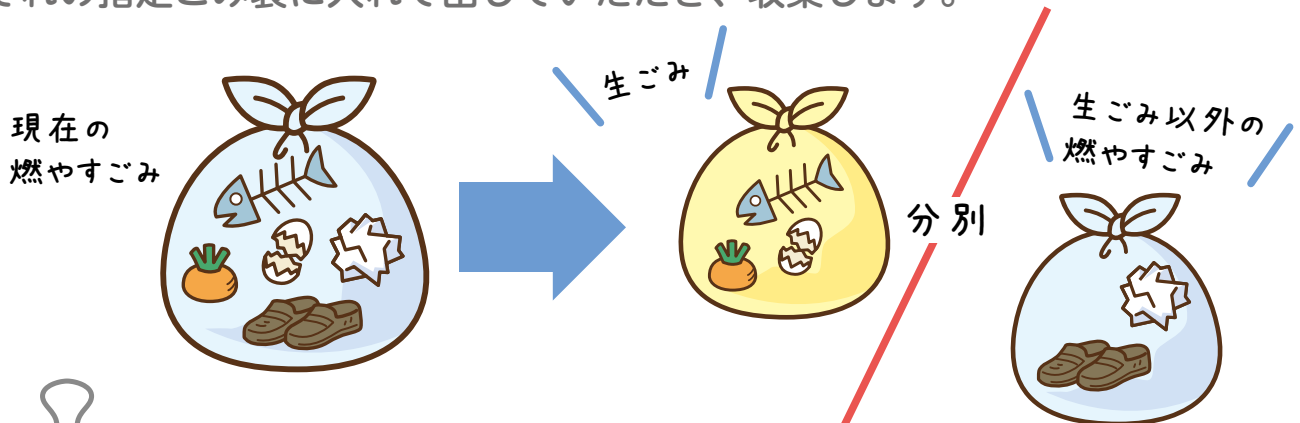
2025年3月から生ごみの分別収集・資源化が始まります

「焼却量の削減、ごみ処理経費の縮減、環境負荷の低減」を目的として、生ごみの分別収集・資源化を実施します。生ごみの分別にご理解とご協力をお願いします。



生ごみ分別収集とは

燃やすごみを「生ごみ」と「生ごみ以外の燃やすごみ」とに分別して、それぞれの指定ごみ袋に入れて出していただき、収集します。



集めた生ごみは資源化処理施設で資源化（堆肥化）します

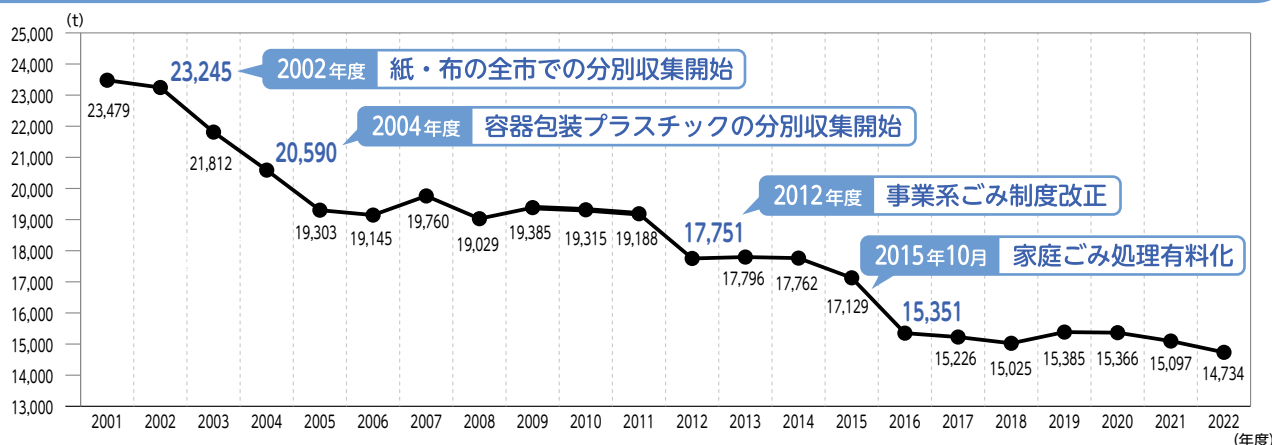
葉山町に設置する生ごみ資源化処理施設で、微生物による発酵・分解により、生ごみを減容化して堆肥化します。できた堆肥は、市内に堆肥置場をつくり市民の皆さんに利用していただくことで資源循環を図ります。



生ごみを分別収集して 資源化を進めます

ごみの減量化・資源化を推進していくうえで、ごみ処理の広域連携の一環として生ごみを燃やせずに資源化することにより、ごみ焼却量の大幅な削減につながり、ごみ処理経費の縮減と環境負荷の低減に大きく寄与することになります。

収集ごみ・持ち込みごみ量の推移



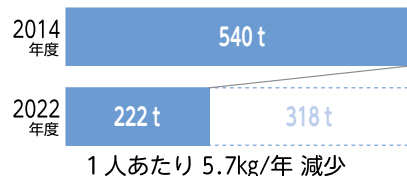
2015年10月から導入した家庭ごみ処理有料化は、燃やすごみと不燃ごみを有料にするとともに資源物の分別品目を増やし、資源物の分別を促進することで、最終処分につながる燃やすごみと不燃ごみを減らすことを目的としています。

家庭ごみ処理有料化導入後、市民の皆さんのご協力により燃やすごみは大きく減少しました

燃やすごみの **減少率30.7%**

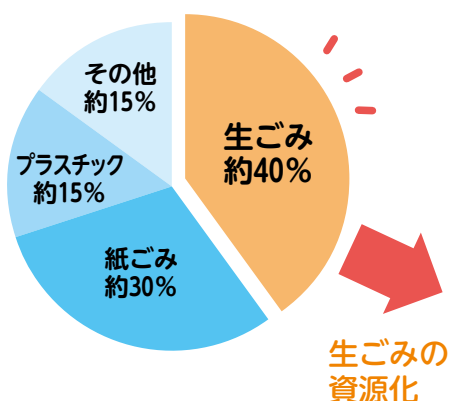


不燃ごみの **減少率58.9%**



さらに燃やすごみを減らして資源化を進めるために

【燃やすごみの内訳】



家庭から出る燃やすごみの内訳としては、生ごみが40%程度と一番多く、次に紙ごみが30%程度を占めています。

生ごみは、焼却せずに資源化することができますので、生ごみのみを分別収集し、堆肥化して再生利用することで燃やすごみを大幅に減らすことができます。

- ✦ 生ごみ焼却量の大幅な削減による
ごみ処理経費の縮減と
環境負荷の低減
- ✦ 循環型社会の形成

生ごみ分別収集へのご協力をお願いします



に大きく寄与することができます。

生ごみとは



生ごみとは、食品くず・調理くず・食べ残しなどの食べ物がごみとなったものです。

貝殻や骨類などは、分解に時間がかかり資源化しにくい物ではありますが、分別しやすいように生ごみとして出せるようにします。

また、分別の手間がかからないよう、水切りネットや小袋に入った生ごみはそのまま生ごみとして出せるようにします。(生ごみ資源化処理施設の処理工程の中で、異物として除去することになります。)

生ごみの定義

人の口に入るもの



調理くず・食品くず
(骨や殻なども含む)



食べ残し

【具体例】

野菜くず、調理くず、貝殻、ティーバッグ・茶殻、スベアリブやフライドチキン、魚の骨 など



生ごみとして出せないもの

【具体例】

生け花、医薬品、
生ごみの水切りに使用した新聞紙
たばこ、食用油（固めたもの）、
アイスの棒や焼き鳥の串
など



これらのごみは
今までとおり
燃やすごみです



「生ごみ」として出すもの

品 目					
あ	あめ	さ	魚	な	海苔
	傷んだ食品		砂糖	は	パン
	インスタントコーヒー		塩		ベビーフード
	うどん		ジャム	ま	マカロニ
	おかゆ		スパゲッティ		未開封の食品・お菓子 ※中身は生ごみ、包装は材質別に容器包装プラスチック、燃やすごみ等へ
か	乾物類		ゼリー		
	果物の皮・種	そうめん			
	栗の皮	た	タケノコの皮	や	野菜くず（皮・芯）
	固形状の調味料		茶殻		ヨーグルト
	コーヒーの粉・豆		とうもろこしの皮	わ	わかめ
	米	な	肉		わさび

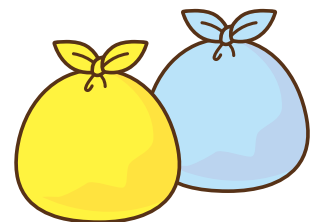
「生ごみ」でも「燃やすごみ」でも出せるもの

生ごみ処理容器等で生ごみの自家処理を行っている家庭では、生ごみとして出す品目が、貝殻や骨類など資源化処理に時間がかかるものに限られると思われます。生ごみの自家処理を優先する考えのもとで、自家処理を行う家庭への配慮から、これらは燃やすごみとしても出せるようにします。

品 目
貝殻類
カニ（甲殻類）の殻
卵の殻
ティーバッグ、ドリップバッグ ※フィルターやバッグごと出せます
骨類（魚類）
骨類（鶏、豚、牛など）

こちらのよう
に生ごみ処理容器等
で分解しにくいものは

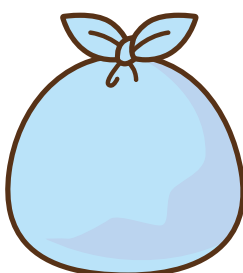
生ごみ・燃やすごみ
どちらでも出せます



「生ごみ」には出せません



燃やすごみに
出してください



品 目	
アイスの棒（木製）	たばこ
アルミホイル（アルミ箔）	歯磨き粉
生け花	焼き鳥の串（木製・竹製）
医薬品	楊枝
おしぼり、ふきん	ラップ
キッチンペーパー	※家庭で保存等のために使用したものは燃やすごみ、生鮮食品や弁当等の商品の包装は容器包装プラスチック
食用油（固めたもの）	
新聞紙 （生ごみの水切りに使用したもの）	割りばし

生ごみ用指定ごみ袋の種類について

説明会等で寄せられた、
より小さい袋のご希望を踏まえ、
3リットル袋を採用しました



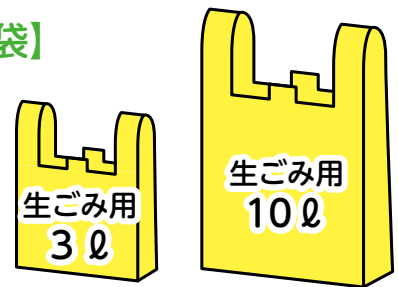
生ごみ用指定ごみ袋は「3リットル袋」と「10リットル袋」

「燃やすごみ用・不燃ごみ用指定ごみ袋」で多く使われているのが20リットル袋、10リットル袋であること、燃やすごみのうち4割程度が生ごみであること、単身世帯等の使い勝手やごみの減量化、排出抑制の観点から、生ごみ用指定ごみ袋は3リットル袋、10リットル袋の2種類とします。

生ごみ用指定ごみ袋は燃やすごみとの区別が一目でわかるように**黄色の袋**とする予定です。

なお、手数料額は分別促進の効果が得られるよう、現在の「燃やすごみ用・不燃ごみ用指定ごみ袋」よりも**低い料金**設定とします。

【生ごみ用指定ごみ袋】

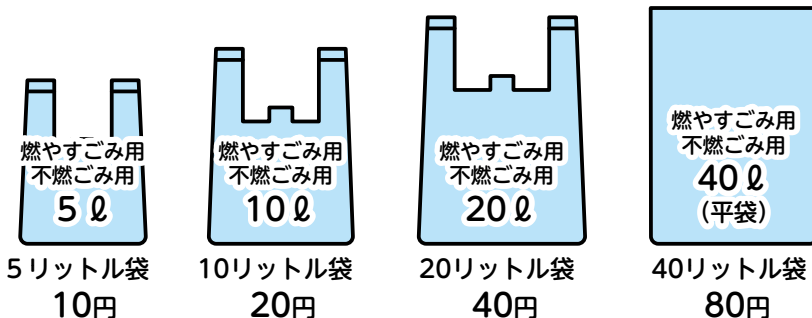


袋の大きさ	3リットル袋	10リットル袋
販売価格 (10枚セット)	30円	100円
1枚当たりの価格 (1リットル当たり1円)	3円	10円

燃やすごみ用・不燃ごみ用指定ごみ袋はこれまでと同じです

生ごみ以外の燃やすごみは、水色の「燃やすごみ用・不燃ごみ用指定ごみ袋」で出してください。

【燃やすごみ用・不燃ごみ用指定ごみ袋】



※ 1枚当たりの価格 (1リットル当たり2円)



指定ごみ袋はお近くの 指定ごみ袋取扱店で販売します

市民の皆さんが購入しやすいように、商工会と連携して、地域の「指定ごみ袋取扱店」で販売します。燃やすごみ、不燃ごみと同様に、指定ごみ袋を購入することで、ごみ処理手数料を支払っていることになる仕組みです。購入時にお支払いいただくごみ処理手数料は、取扱店等を通じて市に納入されます。



ごみ処理手数料の減免について

減免対象世帯には指定ごみ袋を一定枚数交付します

手数料は、ごみを出す量に応じて公平に負担いただくことが原則ですが、負担軽減措置として、次の要件に該当する世帯には申請により指定ごみ袋を交付します。

なお、減免対象となる世帯にもごみ減量の努力をしていただくよう、交付枚数に制限を設けます。

対 象

- ・生活保護受給世帯
- ・身体障害者手帳（１級・２級）の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳（１級）の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯
- ・養育手帳（Ａ１・Ａ２）の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯
- ・児童扶養手当受給世帯
- ・特別児童扶養手当受給世帯

※複数の要件に該当していても、重複して交付はできません。

		現 行	生ごみ分別後	
交付上限数	２人以上世帯	燃やすごみ用・不燃ごみ用 20リットル袋×120枚	燃やすごみ用・不燃ごみ用 10リットル袋×120枚	生ごみ用 10リットル袋×120枚
	単身世帯	燃やすごみ用・不燃ごみ用 10リットル袋×120枚 または20リットル袋× 60枚	燃やすごみ用・不燃ごみ用 5リットル袋×120枚 または10リットル袋× 60枚	生ごみ用 3リットル袋×120枚 または10リットル袋× 60枚

手数料の使途について

手数料収入は、ごみの減量化・資源化、リサイクルの推進、地域の美化、周知啓発等を目的とした、ごみ処理関連の事業に特定して運用します。手数料収入の使途は、市のごみ処理経費の現状などと合わせて公表していきます。

「生ごみ」と「燃やすごみ」は 同じ日に収集します

生ごみの収集日は燃やすごみと同一曜日とし、週2回収集します

区域 「北・東地区」

久木1丁目～3丁目、久木5丁目～9丁目、山の根全地区、池子全地区、沼間全地区、
桜山4丁目14番～16番、桜山5丁目5番～19番

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
第1・3曜日	草・葉・ 植木ごみ	生ごみ 燃やすごみ	容器包装 プラスチック	不燃ごみ ペットボトル	生ごみ 燃やすごみ
第2・4曜日	危険有害ごみ 小型家電		容器包装 プラスチック あきびん		
第5曜日	草・葉・ 植木ごみ		容器包装 プラスチック		

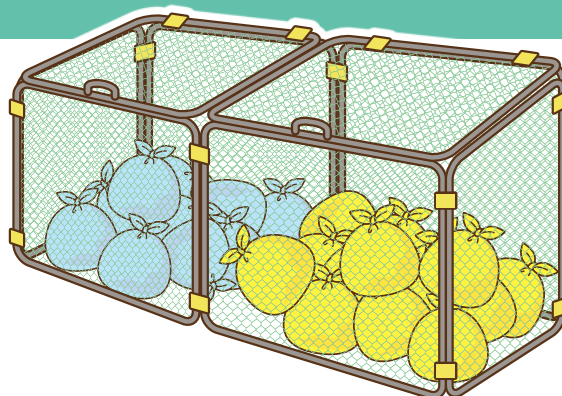
区域 「南・西地区」

久木4丁目、桜山1丁目～3丁目、桜山4丁目1番～13番、桜山5丁目1番～4番・20番～46番・
525番地～526番地、桜山6丁目～9丁目、逗子全地区、新宿全地区、小坪全地区

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
第1・3曜日	生ごみ 燃やすごみ	草・葉・ 植木ごみ	容器包装 プラスチック あきびん	生ごみ 燃やすごみ	不燃ごみ ペットボトル
第2・4曜日		危険有害ごみ 小型家電	容器包装 プラスチック		
第5曜日		草・葉・ 植木ごみ	容器包装 プラスチック		

収集方法について

「生ごみ」と「燃やすごみ」の袋が
混ざらないように、ごみステーショ
ンの左右に分けて出してください。



生ごみの出し方



1

水切りをする

臭いの発生を防ぎ、ごみステーションを清潔に保ちましょう。

2

生ごみ用指定ごみ袋に入れる

水切りネットや小袋に入れた生ごみは、ネットや小袋から出さずにそのまま袋に入れられます。

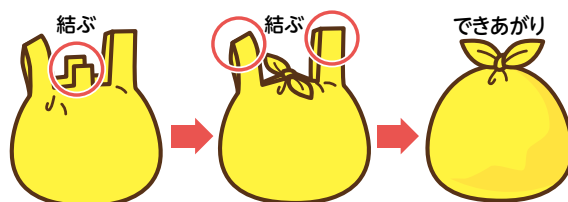
※新聞紙等には包まないでください（処理工程で除去困難なため）。



3

袋をしっかりと結ぶ

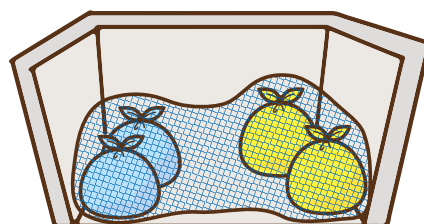
結んだときにすき間があると中身が出て周囲を汚したり、ごみが散乱したりしてしまうため、袋の口をしっかりと結んでください。



4

ごみステーションの左右に分けて出す

生ごみと燃やすごみは同じ収集日です。
それぞれの袋が混ざらないように出してください。



不適正排出(ルール違反ごみ)への対策

生ごみ分別収集実施前の説明会、広報ずし、市ホームページ等による情報提供、パンフレットの配布により、市民の皆さんにごみ処理の現状を説明し、分別について周知徹底を図ることにより、排出マナーの向上につなげるよう取り組んでいきます。

また、多発場所では、自治会・町内会や廃棄物減量等推進員の皆さんと連携して、不適正なごみ出しにつながらない環境づくりを進めていきます。

ごみの分別や出し方のルールを守りましょう

市では、ルール違反ごみの内容調査、指導、パトロールを行っています。家庭ごみ処理有料化導入時の条例改正で、違反者に対する改善勧告、公表の措置に関する規定を設けています。

不法投棄への対策

市では、従来から県と協力して不法投棄のパトロールを実施しています。また、不法投棄が発生した際には、警察と連携するなど迅速な対応に努めています。生ごみ分別収集の実施にあたっては、不法投棄が増加することがないように、関係機関と連携して防止策を図っていきます。

ごみを減らすためにできること

逗子市では、これまでもごみの減量化・資源化を促進するための施策を実施し、鎌倉市・葉山町との広域連携によるごみ処理の効率化も進めています。これからも、ごみの減量化・資源化を進めていくためには、一人ひとりが意識し、ごみを出さない工夫をすること、分別を徹底することが重要です。

食品ロス及び生ごみ排出量の削減をお願いします

家庭から出る生ごみは、一人ひとりが出さない工夫をすることで、排出量を減らすことができます。生ごみをなるべく出さない工夫に引き続きご協力をお願いします。



生ごみを減らすコツ

- ・購入時の工夫(使うものだけ買う)
- ・調理時の工夫(食べられる野菜の皮はむかない、食材は使い切る)
- ・ためるときの工夫(水切りをする、水にぬらさない、乾燥させる)
- ・生ごみの自家処理の実践(生ごみ処理容器等を使った自家処理)

家庭用生ごみ処理容器等による自家処理にご協力をお願いします

生ごみは自家処理することで大幅に排出量を削減できるごみです。そのため、生ごみの分別収集・資源化を開始してもこれまでどおり自家処理の促進に取り組んでいきます。

家庭用生ごみ処理容器等購入費 助成制度

燃やすごみの約40%を占める生ごみを減らすため、家庭用の生ごみ処理容器等を購入した方に、購入金額に応じて助成金を交付しています。

助成対象者：市内に居住し、かつ、当該居住する場所で容器等を使用する方

※申し込みは1世帯につき1年度1回まで

助成対象容器：バクテリア de キーロ、コンポスター容器、EM処理容器、電動式生ごみ処理機など家庭用のもの。※購入店は問いません(転売されたものは対象外)。

助成金額：購入金額の5分の4(3万円を上限とし、100円未満切り捨て)

申請方法：申請書類、領収証を資源循環課に提出してください。

※領収証には、申請者の氏名、メーカー名、品名、型番の記載が必要です。

※申請書類には、助成金の振込先(申請者名義の口座に限る)を記入してください。

※申請書類は資源循環課窓口のほか、市ホームページからも入手できます。

2022年4月から助成率を引き上げました
2023年4月から電動式生ごみ処理機も
対象としました



申請書類は
こちらから▶

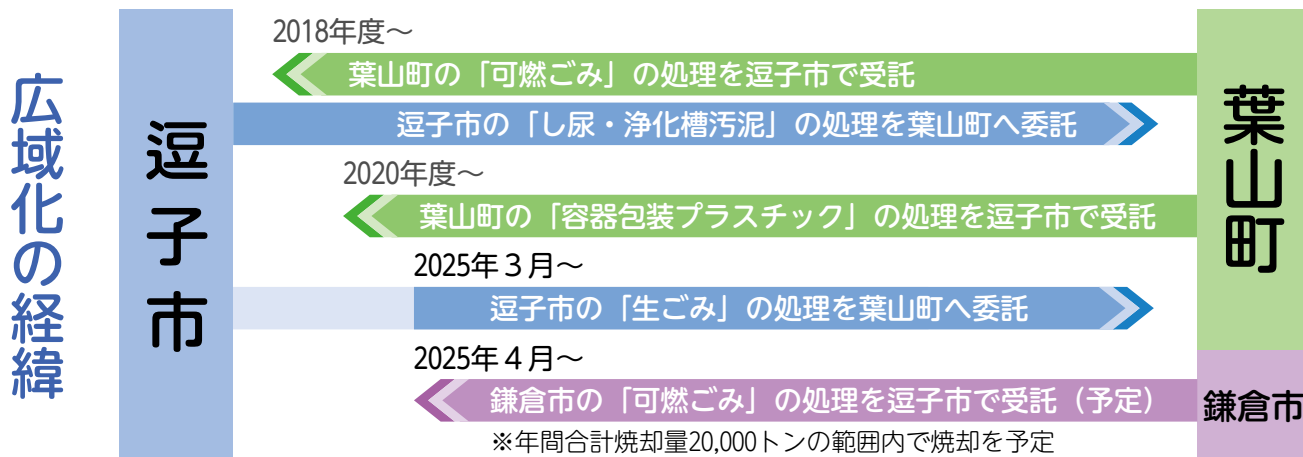


逗子市商工会のキーロは、協定により差額(あらかじめ助成金額を差し引いた額)で購入可。

詳細は逗子市商工会へ TEL: 046-871-2030

ごみの広域処理の現状

逗子市では、市単独で処理するよりも効率的で財政面でも効果があるため、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、鎌倉市、葉山町と連携してごみ処理を進めています。



これまでの広域処理による財政効果

葉山町からの可燃ごみと容器包装プラスチックの受入れによるごみ処理負担金収入、逗子市のし尿・浄化槽汚泥の処理委託によるごみ処理負担金支出は次のとおりです。

(単位：円)

2025年3月からは、生ごみの分別収集・資源化にかかる経費の増加が見込まれますが、同年4月から鎌倉市の可燃ごみの受入れによるごみ処理負担金収入の増加により財政効果が見込まれます。

年度	ごみ処理負担金収入		ごみ処理負担金支出	財政効果額 (収入－支出)
	可燃ごみ	容器包装プラスチック	し尿・浄化槽汚泥	
2017	85,400,962	—	—	85,400,962
2018	201,153,218	—	1,699,469	199,453,749
2019	212,826,509	—	1,676,522	211,149,987
2020	217,588,448	22,100,221	1,502,281	238,186,388
2021	203,276,431	22,390,182	1,358,524	224,308,089
2022	210,263,567	19,035,965	1,470,026	227,829,506
累計	1,130,509,135	63,526,368	7,706,822	1,186,328,681

※2017年度は可燃ごみの受入れ処理を試行（2017年7月～2018年3月）

環境保全効果

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画を基に、生ごみの分別資源化を開始した後の2025年度と2019年度の温室効果ガスを比較し、環境保全効果を試算すると、温室効果ガスは、二酸化炭素換算量で年間約6,257t-CO₂減少すると試算されます。

※家庭から出る1人当たりのCO₂排出量 1.25t-CO₂/人・年
 「令和2年度家庭部門のCO₂排出実態統計調査」（環境省）による

約5,000人分の
年間の二酸化炭素
排出量が削減する
試算になります



事業系ごみの処理手数料の改定について

事業系ごみについては、事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、その処理にかかる原価相当の料金を徴収することが望ましいとされています。

市民の皆さんに生ごみの分別収集・資源化にご協力をいただく中で、事業者においても「食品リサイクル法」の理念のもと、食品ロスの削減と食品リサイクルの促進に取り組んでいく必要があります。事業系の生ごみの減量化・資源化を促進する観点から、事業系ごみ処理手数料（持ち込みごみ手数料）の見直しを進めます。

少量排出事業所のごみの出し方について

事業所から出るごみは事業者の責任で処理することになっていますが、従業者（事業主を含む）の総数が3人以下で、**食品廃棄物等を排出せず**、ごみの排出量が1日平均1kg以下の事業所は、零細事業所保護の観点から、ごみステーションに排出することを可能としています。



**生ごみを出す事業所は少量排出事業所に該当しないため
ごみステーションに出すことができません。**

これまでどおり、一般廃棄物収集運搬業許可業者・産業廃棄物処理業者に委託、または市の処理施設へ直接搬入（事業系一般廃棄物のみ）してください。



今後の予定

生ごみ資源化の検討経緯、生ごみ分別収集の方法、生ごみの資源化の方法などについて、地域ごとの説明会を開催します。説明会の開催スケジュールは、随時、広報ずし、市ホームページ、市広報板、ごみ分別促進アプリ さんあ〜る[®]でお知らせしていきます。

逗子市のごみ分別アプリ



分別方法を手軽に検索したり、ごみや資源物の収集日をお知らせする機能がついたアプリです。



出前説明会も開催します

自治会・町内会の会合などでの出前説明会も開催します。ご要望がありましたら、資源循環課までお問い合わせください。

問い合わせ先

制度に関することについて

逗子市 環境都市部 資源循環課

TEL：046-873-1111 FAX：046-873-4520

ごみステーション

（収集日・出し方・ルール違反ごみ）について

逗子市 環境都市部 環境クリーンセンター

TEL：046-871-7870 FAX：046-873-9428